

鬼北町職員の募集

鬼北町では次のとおり平成20年度採用に係る職員を募集します。

受験願書提出期限

9月11日(火)まで

(郵送の場合も11日必着)

募集職種および人員

試験区分 行政事務
職 種 一般行政職、
保育士、保健師

級 別 初級
人 数 若干名

受験資格

- 一 ①鬼北町に住所を有する者
- ②その他の者にあつては、採用決定後、鬼北町に住所を移すことが可能な者
- 二 日本国籍を有する者
- 三 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない者
- 四 ①高校卒業または高校卒業見込者にあつては、昭和52年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者

②短大卒業または短大卒業見込者にあつては、

昭和52年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者

③大学卒業または大学卒業見込者にあつては、

昭和52年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者

試験

期 日 10月14日(日)午前8時55分～【受付は8時30分まで】

▼保育士実技試験

10月15日(月)午前9時～【受付は8時50分まで】

場 所 近永公民館

内 容 作文試験、教養試験、

職場対人適応性検査、一般性格診断検査、事務適性検査、専門試験、保育士実技

問い合わせ先

総務課庶務係 内線233

資格商法の二次被害にご用心

産業課 内線268

資格商法とは

職場や自宅に何度も電話をかけてきて、「近々国家資格になる」「受講すれば資格が取れる」「就職に有利」などと強引に勧誘し、講座の受講や高額な教材の購入を迫るものです。

相談の多い資格商品

行政書士、旅行業務取扱主任者、宅地建物取引主任者、中小企業診断士などの資格講座・教材

二次被害が増加

以前電話勧誘などで資格講座関連の契約をしたことのある人が、「資格を取得するまで契約は終了していない」と言われて新たな資格講座を勧誘されたり、「解約するには解約手続が必要」などと偽りの説明を受け解約手数料を払わされたり、「この通信講座を契約すれば、別会社と契約した分も併せて返金される」と言われて契約したりする『二次被害』のトラブルが増加しています。

予防と対策

▼契約した業者から講座に必要な

商品等が引き渡され、支払いが終わっていけば、たとえ資格が取れていなくても契約は終了しており、継続や終了の手続き費用は要りません。

▼契約する意思がないのなら、毅然とした態度できっぱりと断りましょう。

▼電話勧誘で契約した場合、契約書面を受け取った日から8日間のクーリング・オフ期間があります。困った時は、すぐに相談窓口にご相談しましょう。

消費生活に関する相談窓口

愛媛県消費生活センター
089・925・3700

結核予防週間のお知らせ

保健福祉課 内線615

9月24日から30日は、結核予防週間です。結核は、今でも年間約3万人が新たに発症しています。早期発見は本人の重症化を防ぐだけでなく、大事な家族や職場への感染を防ぐためにも重要です。結核に関する正しい知識を深め、結核予防に努めましょう。